

○胎内市立小中学校の適正規模等に関する検討委員会条例

令和2年10月2日

条例第33号

(設置)

第1条 胎内市立小中学校の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、胎内市立小中学校の適正規模等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、胎内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、胎内市立小中学校の適正規模及び適正配置に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区長の代表
- (3) 学校運営協議会の代表
- (4) 保護者の代表
- (5) 学校関係者

3 前2項の規定にかかわらず、学問的又は専門的見地から指導又は助言が必要な場合には、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。